



2022 年度
和歌山大学障がい学生支援部門
活動報告書

Student Accessibility Support Division
in Wakayama University

※本報告書では、障害の「害」は、部署名のみがひらがな表記であり、それ以外のものは原則として漢字の「害」で表記している。

※令和5年4月付けの組織統合により、障がい学生支援部門は、保健センターと合併し、キャンパスライフ・健康支援センターとなり、部門名も「キャンパスライフ支援部門 障害学生支援室」に変更された。本報告書では、昨年度までの旧名称を使用している。

目次

1. 和歌山大学における障害学生支援の概要	
(1) 設置経緯	1
(2) 支援体制	1
2. 相談状況	
(1) 利用学生数と障害種別の推移	2
(2) 相談状況	2
(3) 相談件数の推移	4
(4) 合理的配慮等実施状況	5
3. 障害学生支援サポーターの養成	
(1) サポーター養成講座の開催状況	6
(2) 発達障害学生へのピアサポート支援	6
(3) 修学支援チューター制度の立ち上げ	6
(4) 学内施設のバリアフリー改修状況	7
(5) バリアフリーマップの更新	9
4. 啓発活動	
(1) 第10回「障がい学生支援を考える」FD/SD研修会	10
(2) 第3回「多様な学生の支援を考える」FD/SD研修会	11
(3) その他	11
5. 情報発信活動	
(1) ホームページ	12
(2) 障害学生支援ガイドブック	12
(3) 「障がい学生支援部門」リーフレット	13
(4) 「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」リーフレット	13
(5) 新生・留学生ガイダンス	13
6. 地域・就労支援機関との連携	
(1) 第5回タウンミーティング	14
(2) 支援を要する学生向けインターンシップの開催	15
7. 他機関で開催された研修会・講習会への主な参加状況	16
8. 他機関で開催された研修会等での講師派遣、メディア出演	16
9. 研究	16
10. 主な年間の活動	17
11. 支援機器一覧	18
12. バリアフリーマップ	20
<参考資料>	
— 規程関連 —	
基本方針	22
対応要領	23
— 配慮の書類 —	
配慮申請書等	28

1. 和歌山大学における障害学生支援の概要

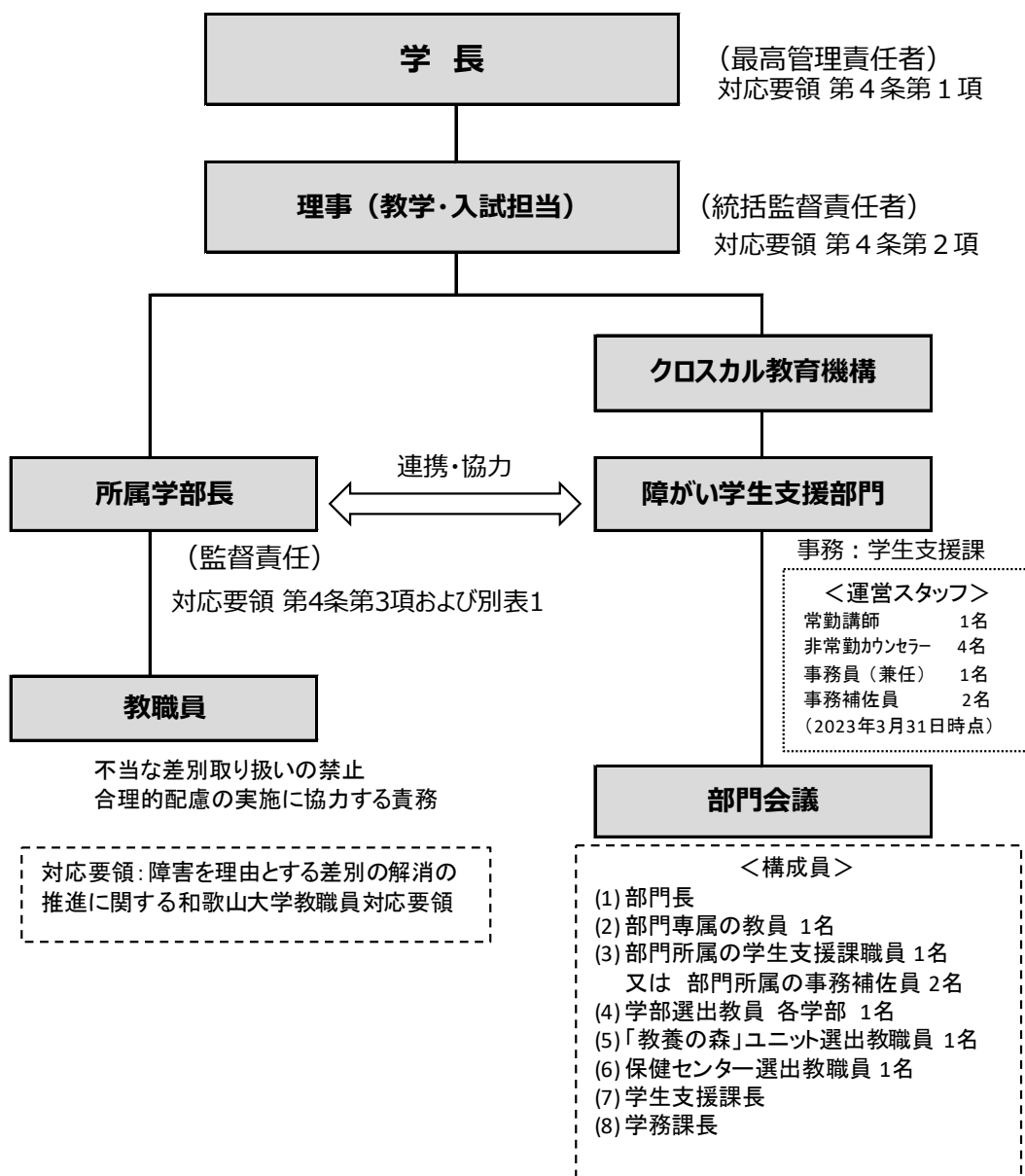
(1) 設置経緯

本学では、2016年4月からの障害者差別法の施行を受け、2014年8月に障害学生支援のための専門部署として、「障がい学生支援室」が設立された。2016年8月に、学内での愛称名が「キャンパスライフサポートルーム」となり、2017年3月には部署名が「障がい学生支援室」から「障がい学生支援部門」に変更され、現在に至る。

スタッフの構成は、2014年は、特任助教（臨床心理士）1名、事務職員（専任）1名であった。2023年3月現在は、准教授（臨床心理士、公認心理師）1名、非常勤カウンセラー4名（臨床心理士、公認心理師）、事務員（兼任）1名、事務補佐員2名で運営されている。

(2) 支援体制

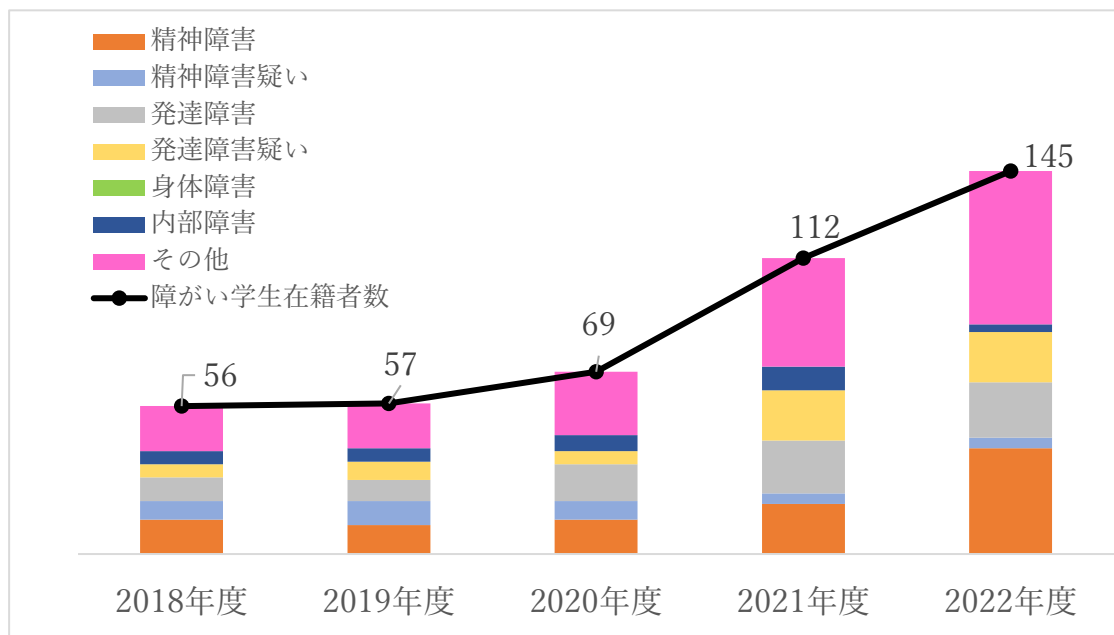
和歌山大学における障害学生支援体制



2. 相談状況

(1) 利用学生数と障害種別の推移

過去5年間の利用学生の推移は下記のとおりである。2022年度は、利用者数が145人となり、過去最大となった。利用者の内訳に関しては、例年、精神障害と発達障害またはそれらの疑いがある学生が6割近くを占めているが、2022年度は、前年度に比べて、精神障害のある学生の利用が約2倍に増えている。その背景には、保健センターの常勤精神科医師が不在となり、精神的な不調を理由とした学生の相談の多くが障がい学生支援部門に紹介されたことによると考えられる。なお、「その他」とは、その他の障害をもつ学生、または、障害の診断はないが修学上の困難を抱えている学生を指す。



(2) 相談状況

2022年度の総相談件数は前年度と比較して400件以上増加しており、ここには、いくつかの要因が推測される。(1)で前述した、2022年度は精神的な不調を理由に来室する学生が急増したということの他に、非常勤カウンセラー3名を増員したことで対応できるケースが増えたこと、教職員が学生をサポートルームに紹介するケースが増えたことが要因として考えられる。また、相談に来る学生の人数が増えたことで、保護者相談も増加している。このことは、学生支援を行う上で、保護者や教職員との情報共有や連携が重要な意味をもつことを示している。

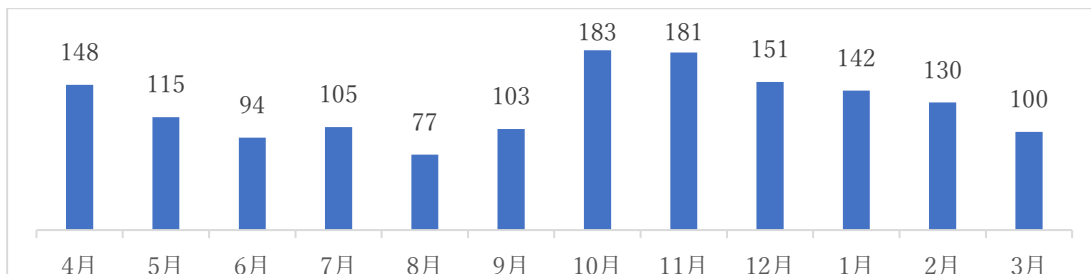
①相談件数内訳

	総件数	相談別内訳		
		学生	保護者	教職員
2022年度	1507* (1080)	1048 (621)	122 (109)	337 (350)

※合理的配慮のワーキンググループの件数を含むと1529件 ()内は昨年度の件数

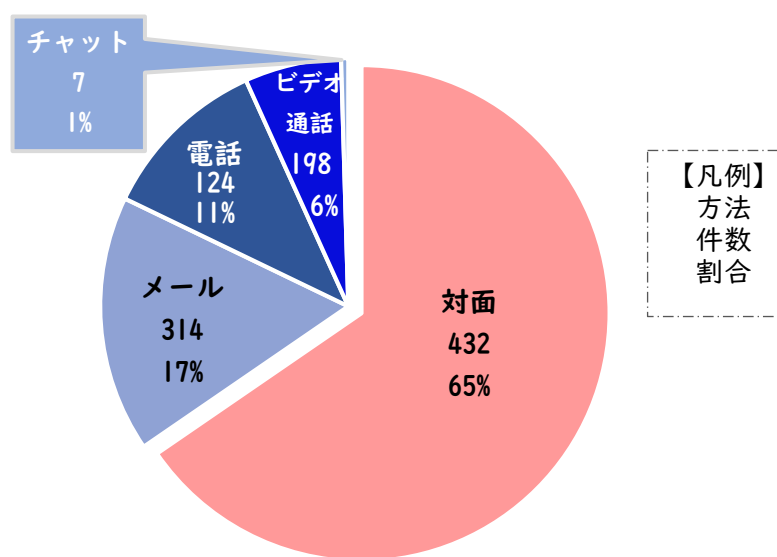
また、表②の月別相談件数をみると、4月と10～11月の相談件数が増加傾向にある。これは、修学に不安のある学生が学期始めに履修相談や修学上の困りごとを理由とした相談利用が増えることによる影響と思われる。新学期を迎え、学生が修学への意欲を持ち直したり、前学期の成績がおもわしくなかったことから不安を感じたりして、来室に至ることが多い。

②月別相談件数



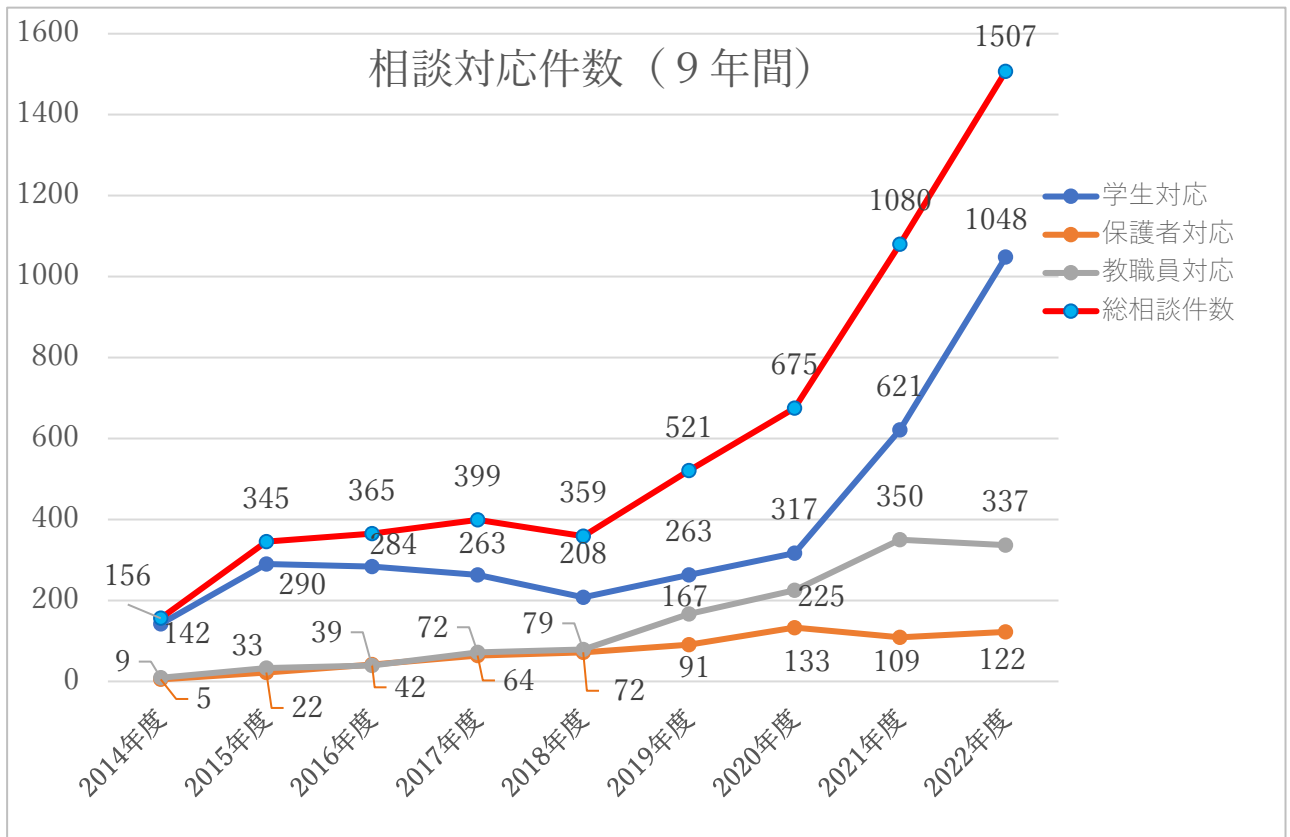
表③だが、相談方法としては、対面での相談を希望する学生が多い。ただ、コロナ禍でビデオ通話が浸透したことにより、授業がない日で通学に時間を要する学生や、外出する気力はないが、ビデオ通話なら面談が可能という学生のオンラインでの相談利用が続いている。また、メール対応に関しては、保護者や教職員からの相談が中心となっている。

③相談方法内訳



(3) 相談件数の推移

学生相談件数の平均は、例年 200～300 件程度であったが、2021 年度は 621 件、2022 年度は 1048 件と急増している。一方で、教職員の相談件数は、2021 年度までは増加傾向にあったが、2022 年度は学生の相談件数に比べて増えていない。背景に、週 1 回勤務の非常勤カウンセラーが相談対応をすることが多く、教職員との情報共有や連携にまで手が回っていないことが考えられる。特に、修学上のサポートを行う上では、学生との面談を重ねるだけでなく、教職員から現状を把握することや、学生への対応に関して教職員にコンサルテーションを行うことが有効であり、この部分の強化が今後の課題と考えられる。



※2019 年度からはメールでの相談も件数に含めている。

(4) 合理的配慮等実施状況

本学では障害者差別解消法に基づき、障害学生が、他の学生と公平に学ぶ権利を保障するために、合理的配慮を実施している。2022年度は、合理的配慮の申請数が前年度に引き続き30件を超え、現況届の提出数も1.5倍ほどに増加した。ここには、利用人数の増加や、常勤精神科医の退職に伴う精神障害学生の利用数の増加などが関連していると分析される。

◆現況届とは

合理的配慮とは異なり、学生の困り事や状態を教職員に周知する目的で申請する書類である。学生の申出に基づきサポートルームで作成し、所属学部等に提出する。

	合理的配慮の実施数	現況届提出数
2015年度	2	1
2016年度	10	3
2017年度	10	7
2018年度	11	7
2019年度	11	19
2020年度	15	11
2021年度	31	14
2022年度	33	22

3. 障害学生支援サポーターの養成

(1) サポーター養成講座の開催状況

障がい学生支援部門では、障害のある学生をサポートする学生を随時募集しており、養成講座の参加を経た学生をサポートとして登録している。また、本部門の教員が開講している教養科目「障がい学生支援概論」を履修した学生もサポーターとして登録できる。

開催日時	参加者数	登録者数
11月28日（月） 10:50～12:20 開催場所：学術情報センター第3演習室	7	5

(2) 発達障害学生へのピア・サポート支援

本学で支援を要する障害学生の内、最も人数が多いのは発達障害学生である。そうした学生の困りごとは、学習面にとどまらない。例えば、学生ポータル(教育サポートシステム, Moodle)の使い方、メール管理、履修登録の手続き、図書館の利用方法、書類申請など、他の学生が自然と習得することが定着しづらく、結果、修学において支障が生じている。サポートルームでは、大学生活でそうした困り事を抱える発達障害学生をボランティア学生が支援するピア・サポート制度を発足させた。2021年の3月から試験的に運用を開始し、2023年3月時点でも継続して行っている。

(3) 修学支援チューター制度

ここ数年、特にシステム工学部において、修学の意味を持ちながらもメンタル等様々な事情により単位取得に至ることができず、修学の継続に困難を抱える学生が増加している。現状、これらの学生は、教員や同級生を頼ることへの心理的なハードルが高く、アミーゴの部屋（学生の居場所支援のスペース）での学修は可能であるが、独力では行き詰まってしまっている。そのため、大学院生等によるピア・サポートという形で、学生に修学の意味がある時期に、できるだけ早期に支援して自律と成長を促すことを目的に、システム工学部とキャンパスライフサポートルームが協働して、2021年度に新規事業として立ち上げた。2023年3月時点で、2名の大学院生が、週2回、チューターとして活動している。

(4) 学内施設のバリアフリー改修状況

昨年に視覚障害（全盲）の当事者を招き実施したバリアフリー調査の結果報告書の要望を基に、学内施設が改修された。主に、メインストリートから図書館（西5号館）へつながる点字ブロックの増設とバス停前のベンチの位置が改修された。下記に、報告書の一部と現場の写真を掲載する。

調査報告 13 ★★★

実施調査年月日	2022年1月12日
施設の箇所	図書館
障害種別	視覚障害（盲）
内容 (問題点等)	メイン通りから分岐して図書館へつながる点字ブロックがない。
チェック ポイント (改善点・要望)	点字ブロックを敷く。最短距離でまっすぐに敷くのが理想的。点字ブロックの代わりにマットでもよい。建物の前までは点字ブロックを敷き、施設内ではマットでつなぐようにするなど、道筋が分かればよい。分岐前の警告ブロックは3個ほど作ると気づきやすい(分岐後は誘導ブロック)。
点検した当事者 からのコメント	視覚障害のある人にとっては、左右50cm以内にものがあったり、なにも注意していないところに障害物があったりするのが一番怖い。地面の多少の凸凹などは大丈夫。車いすの人ならスロープが良いかもしれないが、視覚障害者としては回り道が煩わしいので、なるべくまっすぐ階段で行けるようにしてほしい。
【現地写真】	

(報告書より抜粋)

改修結果



Before



After

調査報告 01 ★★

実施調査年月日	2022年1月12日
施設の箇所	バス停
障害種別	視覚障害（盲）
内容 (問題点等)	バス降り場から、歩いたときに正面のベンチにぶつかる危険がある。
チェック ポイント (改善点・要望)	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックとベンチの間にもう少し余裕をもたせる。 ・ベンチが固定型なので、再設置が必要
点検した当事者 からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・点字から一歩分の範囲には障害物はない方が良い。 ・バスから降りて歩き出したときにぶつかってしまうと思う。

【現地写真】



(報告書より抜粋)

改修結果



(5) バリアフリーマップの更新

- ◆期 間：令和4年3月17日～28日
- ◆調査範囲：学内全体の散策，修繕された施設の確認
- ◆参加人数：障害学生支援サポーター 2名

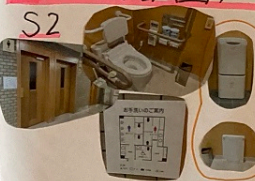
例年通り，サポートルームスタッフと障害学生支援サポーターでバリアフリーマップ更新のための調査を実施した。まず，サポーターにチェックシートと現行のマップを配布してから，学内を散策し，変更箇所のチェックや写真撮影を行った。そして，調査後に結果を共有し，現行のバリアフリーマップからの修正点をまとめた。

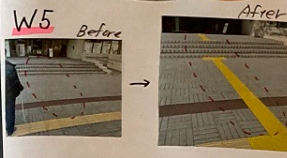
後日，その内容をもとに，Adobe Illustrator を使用して，バリアフリーマップを更新した。大学会館の改修や設備の追加，図書館前の点字ブロックの増設を反映した。また，マップには反映できない気付きや改善の要望をポスターにまとめ，障がい学生支援部門の掲示板に掲示した。




学内のバリアフリー調査報告と結果

1. 改善箇所

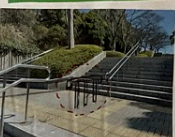
S2

 ◎ 大学会館のトイレが改修されました。着替え台や乳幼児用の設備が設置されました。


W5

 ◎ 図書館前に点字ブロックが敷かれました！
 図書館への道が分かる！

バス停

 ◎ 点字ブロックが増えて、ベンチの場所も変更されました。


2. 改善要望


(作成：学生サポーター)
2023.3.31

大階段おどろ場

 階段と階段の間が広いので、手すりも設置すれば、視覚障害の方がより安全に歩くことができます。

ビオトーポ前

 点字ブロックが浮いていて、つまり危険があるので、解消をお願いします。

他にも、危険が潜んでいる！

S1

 段差やみぞが多く見られました。白杖が刺ったり、つまり危険があるので、解消をお願いします。

メインストリート


4. 啓発活動

(1)第10回「障がい学生支援を考える」FD/SD研修会

本部門では、差別解消を推進し、障害学生への理解を深めるために、年に1~2回、全学の教職員を対象とした研修を行っている。第10回は、聴覚障害等のある学生の受け入れに向けて、大学側が整備すべき体制や教職員が果たすべき役割について学ぶことを目的に、聴覚障害者の支援の実践者である岡山大学の池谷 航介先生をお招きし、講演いただいた。3月31日までの期間でオンデマンド配信も行い、延べ92名の教職員が視聴した。

受講者からは「発言時に必ず名前を言うようにルール化する、スライドの写真・図に番号を入れるなど全ての学生にとってわかりやすい工夫ができたと思います。」「読むと聞くのちがいないなど聴覚障害について知り得ることがたくさんありました。」「聴覚障がい学生の支援を事例として全ての人に拡大することのできる組織や人間関係でのサポートのあり方について学ぶことができました。」などの感想が寄せられた。

	日時	研修会演題	講演者	参加者
第10回	2022年 11月28日(月) 13:10-14:40	「聴覚障害学生の情報保障について」 ※後日、オンデマンドで全教職員に配信	岡山大学 教育推進機構 准教授(障がい学生支援室担当) 池谷 航介氏	(当日) 32名 (オンデマンド) 60名



第10回「障がい学生の支援を考える」 プログラム内容

13:10 開会挨拶(5分)

13:15 講演(70分)

「聴覚障害学生の情報保障について」

岡山大学 教育推進機構 准教授(障がい学生支援室担当)

池谷 航介氏

14:25 質疑・応答(10分)

14:35 閉会・アンケート記入(5分)

(2) 第3回「多様な学生の支援を考える」FD/SD研修会

日本の大学生の死因の1位は長年自殺であり、特にここ数年は、COVID-19感染拡大の長期化にともなう影響も懸念されている。そこで本研修では、自殺予防の面で先進的な取り組みを行う筑波大学の杉江先生をお招きし、大学の各構成員が取り組める対策について学ぶことを目的に開催した。受講者からは「講師の先生がおっしゃっていた、全体の底上げとしての意識の共有が必要だと感じる。そのための土壌としての体制づくりが肝心だと改めて感じた。」、「人的リソースは少ないが、一人の教職員だけで抱え込まない相談体制が必要と感じた」などの感想が寄せられた。

日時	共催	研修会演題	講演者	参加者
2022年 10月7日	学生支援課 障がい学生 支援部門 保健センター	「大学における自殺予防－大学構成員にできること－」※後日、オンデマンドで全教職員に配信	筑波大学 人間系教授 杉江 征氏	(当日) 33名 (オンデマンド) 40名



1

(3) その他

その他、各学部との情報共有会や教育学部教授会での講話、新任教職員への説明会を実施した。

日時	活動内容
2022年5月16日	システム工学部長懇談会「障害学生支援の現状について」
2022年6月9日	新任教職員への説明会「障害学生支援について」
2023年1月26日	教育学部教授会講話「学生相談／支援の状況について」
2023年2月中旬	全学部への説明会「保健センターとの合併およびキャンパスライフ・健康支援センターの立ち上げについて」

5. 情報発信活動

(1) ホームページ

和歌山大学における障害学生支援の基本方針や規程，取り組み等の情報を発信するためにホームページを作成・公開している。アクセシビリティを考慮し，ホームから3クリック以内での到達，音声読み上げなどに対応している。また，本学の支援体制，合理的配慮の流れ，入学時の手続き，支援機器一覧，アクセス，連絡先等が明記されている。



(2) 障害学生支援ガイドブック



本部門では，障害学生支援について解説したマニュアルを「教職員向け障がい学生支援ガイド」として作成し2016年より配布している。（新規採用の非常勤講師にも随時配布）。また，2019年度には，デザイン・内容ともに大幅に見直し，「障害学生支援ガイドブック」として全面改訂した。

(3) 「障がい学生支援部門」リーフレット



新入生ガイダンスにおいて、新入生に障がい学生支援部門の理念や支援体制について解説したリーフレットを配布している。

(4) 「大学生生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」リーフレット

日本財団助成の「日本の高等教育機関における障害学生支援に係るリーダー育成海外研修」の取り組みの一環として障がい学生支援部門・保健センター・キャリアセンターの3機関で、支援の流れと各機関の概要をまとめた。学生を各機関につなげたいと考えている教職員向けに、利用方法や窓口を明記している。※公開対象は教職員のみ。

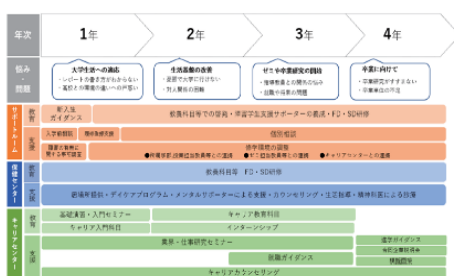


「大学生生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」

キャンパスライフサポートルーム・保健センター・キャリアセンターの3機関で、「大学生生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」への取り組みのひとつとして、支援の流れと各機関の概要をまとめた。この取り組みは、日本財団助成の「日本の高等教育機関における障害学生支援に係るリーダー育成海外研修」の一環として行われたものです。

学生を各機関につなげたいと考えている教職員のみを念頭に、利用方法を窓口も明記していますので、ご利用ください。なお、この機関は、要配慮機関です。

困り感のある学生・障害のある学生に対する修学支援の流れ



キャンパスライフサポートルーム (障がい学生支援部門)

理念	<p>基本的人権を擁護し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の基本理念に基づき、障害を有する学生を受け入れ、修学のための必要かつ適切な支援を積極的に行う理念を有し、障がい学生の自立及び社会参加に向けて総合的な支援を図る。加えて、障害の有無や程度によって分け隔てられることなく、大学構成員が相互に人権と個性を尊重し合い、共生社会としての大学を目指す。 (和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的能力がより)</p>
組織概要	<p>障害のある学生が、平等に修学の機会を得るために、必要な環境整備を各部署と連携して行う。また、主に修学に際して困りに悩む学生への対応をする。 障害という言葉に括弧を覚える学生もいるため、学内では「キャンパスライフサポートルーム」という愛称を使用している。 【スタッフ】4名 森向友子 (講師・臨床心理士・公認心理師) 栗川博紀 (兼任職員) 井上和郁 (専任職員) 田中春哉 (専任職員)</p>
業務内容	<p>(1) 学生への修学に関する支援 個別相談、障害配慮と連携、教職員研修、保護者相談 (2) 障害のある学生の合理的配慮の申請 (例: 試験代替、別当試験等) (3) 支援機器の貸出 (ノイズキャンセリングヘッドホンなど) (4) 障害学生支援に関する啓発活動 (大学構成員、学生、地域) (5) 障害学生を支援する学生リーダーの育成 【相談例】 ● パソコンタイクなどの情報提供が必要 ● レポート等課題を提出できない 単位が取れない ● 巻数がわずかしい ゼミに出社できない 卒業研究に取り組みたい ● やる気がでない 対人意思の困難 など 【支援対象】 ① 障害のある学生 ② 卒業や大学生生活に困難を抱える学生 (年額50名以上の学生が対象)</p>
利用方法	<p>【窓口】森 森向友子 1 基本的に予約制 メール (sh_mur@wakayama-u.ac.jp) か電話 (079-457-7156) で予約 2 年1年額4回以内可能で出張を依頼 3 必要に応じて各教職員と連携し、支援を行う</p>

(5) 新入生・留学生ガイダンス

毎年の新入生ガイダンスにて、障がい学生支援部門 (キャンパスライフサポートルーム) に関する周知や合理的配慮に関する知識を発信している。また、2019年度からは留学生も対象にしており、2020年度も実施した。

6. 地域・就労支援機関との連携

障がい学生支援部門では、障害のある若者や困り感のある若者の地域社会参加へ向け、地域の各機関との連携を進めている。また、支援のより一層の向上を目的に、2018年度より毎年「タウンミーティング」というイベントを開催し、地域の就労支援機関等を招いて情報共有等を行っている。また、キャリア支援室と協力し、地域の行政機関や企業と、障害学生の就職先の開拓や就労に関わる意見交換・打ち合わせ等を数回実施した。

(1) 第5回タウンミーティング

◆日 時：令和4年9月12日（月）13：00～15：00

◆会 場：和歌山大学 西2号館 1階 E105教室

◆参加機関名：和歌山市 障害者支援課，ジョブカフェわかやま，独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構，ハローワーク和歌山，若者サポートステーションわかやま，若者総合相談窓口 With You，和歌山県発達障害者支援センターボラリス，NPO法人和歌山保健科学センター，一般社団法人 和乃絆 就労移行支援事業所マイパレット，ウェルビー株式会社，株式会社リテラル 就労移行アップル梅田，キセキの杜 ジョブステーション 和歌山事業所，就労移行支援事業所ディーキャリア，株式会社 TEEPERS，紀陽ビジネスサービス株式会社，剤盛堂薬品株式会社，トランスコスモス株式会社，和歌山県中小企業家同友会，和歌山信用農業組合連合会，和歌山県立みはま支援学校，和歌山県立南紀支援学校，和歌山県立はまゆう支援学校，大阪芸術大学，高野山大学，和歌山県立医科大学。

◆参加者数：43名（学外31名 学内12名） 計25機関（その内、企業は5社）

◆プログラム：司会進行 保健センター 西谷 崇

13：00 挨拶 和歌山大学経済学部 キャリア教育オフィス 本庄 麻美子
13：05 『障害のある学生や困り感のある学生の状況について』
和歌山大学 障がい学生支援部門 森 麻友子
13：20 話題提供1「障害者雇用に必要な基礎知識について」
ハローワーク和歌山 発達障がい者雇用トータルパートナー 増田 諭 氏
13：40 話題提供2「障害者雇用に取り組むなかでの経験談」
剤盛堂薬品株式会社 亀田 剛 氏
14：00 情報共有および意見交換会
15：00 閉会

◆概要

今回のミーティングは、企業が障害者雇用を実施するための基礎知識やその意義について学ぶこと。また、若者を社会へ送り出すまでに、教育機関や支援機関には何ができるのかについて考えることを目的に開催した。まず、本学の森から和歌山大学の障がい学生支援の現状についての説明があり、次に、ハローワーク和歌山の増田様から、障害者雇用に関する諸制度や合理的配慮等に関する話題提供がなされた。その後、剤盛堂薬品株式会社の亀田様より、実際に発達障害者の雇用に取り組んでいる経験から、当事者と働く上での注意点や実際の職場環境、当事者への理解を社内で深めていくことの大切さなどが語られた。また、最後に全体で情報共有会を行った。参加者からは「学校、支援、企業それぞれの立場での話がとても参考になった」、「HW 増田さんのお話が…わかりやす[か]った」、「剤盛堂薬品様のサポート事例が具体的でよかった」、「障がいを抱える方[が]…長く安定して働ける環境を企業、関係機関で情報共有して連携していくことの大切さを改めて感じた」などの感想が寄せられた。



話題提供①



話題提供②

<連携機関一覧>

- ・和歌山県経営者協会就職支援センター
- ・和歌山県中小企業家同友会
- ・就労移行支援事業所～キセキの杜～ ジョブステーション 和歌山事業所
- ・若者サポートステーションわかやま（県）・きのかわ（県）・南紀（県）
- ・和歌山県若者総合相談 with you
- ・和歌山労働局職業対策課
- ・和歌山県環境生活部 県民局青少年・男女共同参画課
- ・和歌山市 障害者支援課
- ・和歌山公共職業安定所 ハローワーク和歌山
- ・和歌山障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部）
- ・ジョブカフェわかやま（県）
- ・和歌山市産業交流課産業部産業政策課
- ・就労移行支援事業所マイパレット（社団法人和乃絆）
- ・和歌山県発達障害者支援センターポラリス（社団法人愛徳医療福祉センター）
- ・株式会社エンカレッジ
- ・NPO 法人和歌山保健科学センター
- ・ウェルビー株式会社 和歌山市駅前センター
- ・株式会社リテラル 就労移行アップル梅田 就労継続支援 B 型 メープル関西
- ・就労移行支援事業所ディーキャリア etc...

(2) 支援を要する学生向けインターンシップの開催

◆日 時：2022年5月～

◆提携先：株式会社リテラル

大阪市梅田にあるシステムの受託開発会社、株式会社リテラルと協力し、発達・精神障害のある学生やコミュニケーションに困り感のある学生、休学中の学生等が参加可能なインターンシップを企画・開催した。IT、福祉、農業の3つのコースを選択でき、障害特性やコミュニケーションに関するサポートを受けながら、職業体験ができる。2022年の5月から募集を開始しており、2022年度はサポートルームの利用学生2名が参加した。

実習型	体験型	大学指定インターンシップ募集要項
株式会社リテラル (アップル梅田) 実習テーマ: 実際のシステム開発現場で学ぶ IT エンジニアの仕事の流れ ①5日間コース ②20日間コース		実習内容: 現在もっとも必要のある Web アプリケーションの開発をおこなえるよう、プログラミングの基礎から実践開発までをトータルでおこなう。また就業にあたって必要となる職種技能訓練を行う。 ①5日間コース: 基本的な Web プログラミングを修得する。 ②20日間コース: 上記の Web プログラミングに加え、実際にブラウザで動く模擬的な業務改善システムの開発をおこなう。プログラマーとして必要となる製造および単体テストの実務経験を積む。
応募条件: ・システム開発の仕事に興味がある方 ・対人コミュニケーションに課題がある方 ・実習を通して成果物を作りたい方 ・大学で学んだプログラム知識を実務で活かしたい方		得られるもの: ・システム開発に必要な知識、スキル ・プログラマーの業務の流れ ・先輩プログラマーの色々な現場の話 ・成果物としての業務改善システム
写真: 		
募集条件 応募方法: ①5日間 ②20日間 (申込書・履歴書) 9時 00分～ 16時 00分 応募人数: 随時 (時期が満員の場合は受付不可) 2名/期 交通費補助: 支給しない 支給する () 宿泊費: 支給しない 支給する () 備付: 特になし 実習地: 〒530-0026 大阪市北区神山町 6-4 ノクス梅田ビル 5 階 上乗屋/アクセス: 梅田駅 大阪/京町		
担当者連絡先 住所: 〒530-0026 大阪市北区神山町 6-4 ノクス梅田ビル 5 階 部署: 福祉事業部 所属: 就労支援員 名義: 近藤 メール: info@apple-osaka.com 電話: 06-6949-6252		
備考 応募方法: 大学担当書面談 書類選考 電話面談 面接 募集締切 年 月 日		

募集ポスター(IT コース)

実習型	体験型	大学指定インターンシップ募集要項
株式会社リテラル (メープル関西) 実習テーマ: 自然あふれる南大阪の農地で栽培・収穫・出荷・販売・IoT など農業ビジネスの可能性を広げる ①5日間コース ②20日間コース		実習内容: 近年注目されている農業、農業ビジネスを実際の農作業や出荷・販売などを通じて学びます。今後の戦略や企画について一緒に考え実施していただきます。 ①5日間コース: 作物の栽培、収穫、出荷、販売といった農業ビジネスの基本を学びます。 ②20日間コース: 長期的な取り組みの中で、基本的な農業ビジネスに加え、IoT を用いた次世代スマート農業、高収入を得るための販売戦略や付加価値向上の企画をワークショップ形式でおこないます。
応募条件: ・農業に興味がある ・農家さんの1日を体験してみたい ・土や植物に触れる仕事をしてみたい ・次世代スマート農業を学びたい		得られるもの: ・大自然を相手にした農作業の楽しさと厳しさ ・農業ビジネスの今後の展望 ・園芸療法による体調やメンタルの改善 ・IoT を用いたスマート農業
写真: 		
募集条件 応募方法: ①5日間 ②20日間 (申込書・履歴書) 9時 00分～ 16時 00分 応募人数: 2名/期 交通費補助: 支給しない 支給する () 宿泊費: 支給しない 支給する () 備付: 特になし 実習地: 〒584-0073 大阪府高田林市寺池台 1-9 金剛 5M 1F 近鉄/アクセス: 南海高田林「金剛駅」		
担当者連絡先 住所: 〒584-0073 大阪府高田林市寺池台 1-9 金剛 5M 1F 部署: 福祉事業部 所属: 生活支援員 名義: 津川 メール: info@maple-osaka.jp 電話: 0721-68-7077		
備考 応募方法: 大学担当書面談 書類選考 電話面談 面接 募集締切 年 月 日		

募集ポスター(農業コース)

7. 他機関で開催された研修会・講習会への主な参加状況

支援体制の充実化のために、JASSO や AHEAD, KSSK 等が開催する研修会を中心に他機関が開催する障害学生支援に関する研修会や講演会にスタッフが定期的に参加している。

○参加状況

- ・発達障害者就労支援セミナー、「発達障害の特性とリラクゼーション技能トレーニング」、和歌山労働局
- ・令和4年度 第1回 地域若者支援連絡会議 若者サポートステーションWith You わかやま
- ・令和4年度障害学生支援実務者育成研修会（基礎プログラム）、独立行政法人日本学生支援機構、オンライン（Zoom）
- ・第29回 関西障がい学生支援担当者懇談会（KSSK）、公益財団法人 大学コンソーシアム京都
- ・AHEAD JAPAN 第8回（2022年）大会、一般社団法人 全国高等教育障害学生支援協議会、オンデマンド配信
- ・「青年期・成人期における発達障害のある人を誰一人取り残さない社会に向けて」、筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター、オンデマンド配信
- ・第60回全国学生相談研修会、一般社団法人日本学生相談学会、オンライン（Zoom）
- ・「発達障害のある学生の支援 それぞれの未来に開かれた学生生活のためにできること」、令和4年度 学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー、独立行政法人日本学生支援機構、オンライン配信(ZOOM ウェビナー)
- ・「重度の障害を持つ学生の大学生活における合理的配慮について考える」、2022年度 障がい学生支援室主催公開講演会、長崎大学障がい学生支援室、オンライン（Zoom）
- ・「先がよめない時代の持続可能な支援の探求」、第44回全国大学メンタルヘルス学会総会、特定非営利活動法人 全国大学メンタルヘルス学会、オンデマンド配信
- ・「大学ができる自殺対策 ヘルシーキャンパスを目指して」、大学における自殺対策推進のための研修、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター、オンデマンド配信
- ・「仮想事例動画による事例検討会 多様な発達特性を有する学生の自己特性理解の支援」、令和4年度第6回FD/SD研修会、筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局、オンデマンド配信

8. 他機関で開催された研修会等での講師派遣、メディア出演

- ・「発達障害のある大学生の困り事、課題について」、保護者学習会、主催：和歌山県発達障害者支援センターポラリス。（12月8日）
- ・「亀山直美の、ごきげんよう」、WBS 和歌山放送、内容：全盲のパーソナリティが司会をするラジオ番組で、森准教授がゲスト出演し、大学生の障害学生支援について語った。（12月24日）

9. 研究

論文

- 森 麻友子「発達障害のある学生への支援に関する現状と課題－「学生相談」と「障害学生支援」を機能として再考する－」、名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要・心理発達科学, 69, 35-43. (2023年3月)
- 西谷 崇, 森 麻友子, 林 佐智代, 小河 健一, 柳川 敏彦, 山本 明弘「ピアサポート活動を通じたサポーター自身の心の変化に関する文献調査」、和歌山大学クロスカル教育機構研究紀要, 4, 70-82. (2023年3月)
- 西谷 崇, 森 麻友子, 岩谷 潤, 林 佐智代, 柳川 敏彦, 山本 明弘, 小河 健一「困り感を抱える学生に対しての集団を対象とした学生保健医療サービスに関する文献検討」, Campus Health, 59(2), 38-43. (2022年5月)

学会等研究

- ・「発達障害学生支援における学生ピアサポーターによる実践－PSに求められる資質と育成の視点－」、日本特殊教育学会 第60回大会、一般社団法人日本特殊教育学会、話題提供：森(2022年9月)

10. 主な年間の活動

	活 動 概 要
4月	新入生向け・留学生向けガイダンス 「教育学部基礎セミナー」講話
5月	
6月	「システム工学入門セミナー」講話
7月	「ジェンダー論」(分担) 障がい学生支援部門会議 新任教職員研修
8月	障害学生の就労に関する意見交換会(行政機関)
9月	第5回タウンミーティング開催
10月	教養科目「障がい学生支援概論」開催 第3回「多様な学生支援を考える」FD/SD研修会開催
11月	障害学生支援サポーター養成講座 第10回「障がい学生の支援を考える」FD/SD研修会開催 障害学生の就労に関する意見交換会(行政機関)
12月	「キャリア・デザイン入門Ⅱ」講話
1月	教育学部教授会講話
2月	各学部との懇談会
3月	バリアフリーマップ更新 新入生との入学前相談 システム工学部情報交換会

※修学支援に関わる各部局との連携や、保健センターとのカンファレンス、学部との情報共有会などは年間を通して定期的を実施している。

※研修会の開催時期は毎年、流動的である。

11. 支援機器一覧

機器名等	台数	対象となる 主な障害種	用途, 使用方法等	保管場所
活字認識ソフト (e.Typist v.15.0)	1	共通	スキャナなどを利用して活字文書を画像データとして取り込みテキストデータに変換できるソフト。	サポートルーム
音声認識ソフト	1	共通		サポートルーム
デスクトップパソコン	2	共通	OS:Windows10。IPtalker(PC テイク用のソフト)と Microsoft Office が導入済。	サポートルーム
タブレット PC (iPad Air2)	1	共通	Apple 社のタブレット。各種支援機器を用いるためのアプリが導入済。	サポートルーム
スキャナー (EPSON DS-60000)	1	共通		サポートルーム
IC レコーダー (ICD-UX560F)	2	共通	授業やゼミなどの音声の録音が可能。	サポートルーム
スマートペン(echo smartpen / Neo smartpen N2)	3	聴覚障害 発達障害	書字や図をデータ化し、スマホやタブレットで管理できるペン。音声も同時記録できる。	サポートルーム
点字プリンタ (ESA721 Ver'95)	1	視覚障害	高品質な点字を印字できるプリンタ。通常の点字に加え、点図を作成することもできる。	サポートルーム
立体コピー機 (PIAF)	1	視覚障害	専用の用紙に触図を作成する機械。図形が立体的に盛り上がり、指先で触知できる。	サポートルーム
拡大鏡	1	視覚障害	レンズを通して、文字や文章を拡大して見ることがができる。	図書館 1 台
携帯型電子ルーペ (minimax)	1	視覚障害	小型の電子ルーペ。白黒の色の反転ができ、見えやすくできる。	サポートルーム
拡大読書器	2	視覚障害	文章や写真を拡大して画面に表示することができる。	図書館 1 台 サポートルーム 1 台
点字ディスプレイ (BrailleMemo SMART 40)	1	視覚障害	点字や墨字のデータを読みとれる機械。パソコンに接続すれば、スクリーンリーダーと協力してパソコンの操作をサポートできる。	サポートルーム
デジタル録音図書 再生機(プレクストークポケット PTPI ver.5)	1	視覚障害	読みたい箇所を検索し、専用形式の録音図書を再生できる。テキストファイルの読み上げや、音声ファイルの再生も可能。	サポートルーム
音声読上ソフト (PCTalker7Ⅲ)	2	視覚障害	Windows の操作を音声で案内するソフト。	教育学部 1 台 サポートルーム 1 台
点訳ソフト(EXTRA for Windows Version 6)	1	視覚障害	文書を自動的に点字のデータに変換し、点字としての編集作業を行うことのできるソフト。	サポートルーム

点字器(S-18 標準型点字器)	1	視覚障害	卓上型で、2行定規、点筆、専用ケースが付属している。	サポートルーム
表面作図器	1	視覚障害	ビニール製の作図用紙表面にボールペンで書いた図形や文字が浮き上がるため、描きながら指先でたどれる器具。	サポートルーム
筆談器(JIKKY SUPER LIGHT)	1	聴覚障害	磁気式メモボード。口頭での会話が難しい際に用いる。	サポートルーム
PC テイク用ノートパソコン	10	聴覚障害	OS: Windows10。IPtalker(PC テイク用のソフト)と Microsoft Office が導入済。	教育学部 1 台 サポートルーム 9 台
ロジャータッチスクリーンマイク	1	聴覚障害	フォナック社の音声送信機。卓上に置くと人の声を優先的に集音。ストラップを用い首からかけて、集音することもできる。	サポートルーム
ロジャーパスアラウンドマイク	1	聴覚障害	フォナック社の音声送信機。タッチスクリーンマイクの子機として、受信機に音声を届ける。	サポートルーム
ロジャーペン	1	聴覚障害	フォナック社のペン型音声送信機。本体の傾きにより、最適な收音スタイルを選べる。	サポートルーム
ロジャーマイリンク	1	聴覚障害	フォナック社の音声受信機。首にかけて T コイル内蔵補聴器、人工内耳と接続できる。	サポートルーム
ロジャーフォーカス	2	聴覚障害	音声受信機。話し声を耳に直接届け、雑音、反響による影響を低減させることができる。	サポートルーム
ノイズキャンセリングステレオヘッドセット(WL-C600N)	1	聴覚障害	雑音を軽減するヘッドセット。外音をコントロールすることで、耳への負担を軽減する。	サポートルーム
手動車椅子	13	肢体不自由		サポートルーム 2 台 保健センター 3 台 図書館 2 台 教育学部 1 台 経済学部 3 台 システム工学部 1 台 観光学部 1 台
車椅子用机, テーブル	15	肢体不自由		図書館 1 台 経済学部 9 台 学務課 5 台
階段昇降機	1	肢体不自由	階段を昇り降りするためのリフト。足が不自由でも椅子に腰を掛けたまま階段の昇降ができる。	施設整備課 1 台
簡易スロープ	1	肢体不自由	小さな段差に使用できる掛け外し可能なスロープ。	サポートルーム
電動カート	1	肢体不自由		学生センター 1 台

参 考 资 料

和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的な方針

平成26年4月1日 学長裁定
令和元年5月13日 最終改正

I. 基本理念

国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）は、基本的人権を擁護し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の基本理念に基づき、障害を有する学生（以下「障がい学生」という。）を受入れ、修学のための必要かつ適切な支援を積極的に行う理念を共有し、障がい学生の自立及び社会参加へ向けて総合的な支援を図る。加えて、障害の有無や程度によって分け隔てられることなく、大学構成員が相互に人格と個性を尊重し合い、共生社会としての大学を目指す。

II. 定義

障がい学生とは、本学に在籍する正規学生又は非正規学生のうち、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害（それらに準ずる障害があることを示す診断書を有する者、及び慢性的な疾病や一時的な怪我などの者を含む。）により、本学において教育を受け学生生活を過ごすにあたり、長期的又は一時的に相当な制限を受ける者であって、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を本学が認めたものとする。

III. 合理的配慮の提供

本学は、高い教養と専門的能力を培えるよう教育の質を維持しつつ、障がい学生が他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、必要かつ適当な変更・調整を行うなど、障がい学生個々の状態・特性等に応じ多様かつ個別性が高い、合理的な配慮の提供を行う。

IV. 情報公開及び支援組織

本学は、障害のある学生の受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努めつつ、その支援にあたる専門的な部署を設置し、相談窓口の統一や専門的な能力を有する職員を配置するなど、その対応に当たる。

V. 受入れ態勢及び支援方針

本学は、障害のある大学進学希望者や障がい学生に対して、大学全体としての受入れ態勢や支援体制の方針を示す。

1. 大学全体の特性を活かし、専門性のある支援体制を確立する。
2. 障害を理由とした受験断念をなくすとともに受入拒否をすることはしない。
3. 修学権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生の要望に基づいた調整を図る。
4. 障害の有無に関わらず、意欲

と能力のある学生が学びやすい環境づくりに努める。

5. 学生活動の範囲は、授業、課外活動、大学行事への参加等、教育に関する全ての事項とする。ただし、教育とは直接関与しない学生の活動や生活面への配慮については、一般的な合理的配慮の対象外とする。
6. 情報の保障、コミュニケーションの配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮や考え方を整理し、伝える。
7. 安全、かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮する。

VI. その他

本学は、近隣地域の大学と連携し、優れた取組みを進んで取入れ、拠点校及び大学間のネットワーク形成に努力するとともに、学内外の関係機関と積極的に連携した支援に努める。

- 附則 この方針は、平成26年4月1日から施行する。
この改訂方針は、令和元年5月13日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領

制 定 平成28年 1月29日
法人和歌山大学規程第1730号
最終改正 令和2年 6月3日

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、国立大学法人和歌山大学の教職員（非常勤職員含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

- 2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に判断するものとし、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを

確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担に当たらないものをいう。

4 前項の均衡を失した又は過重な負担については、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に判断するものとし、均衡を失した又は過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 本学の規模、財政・財務状況

(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下、「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする
- (2) 総括監督責任者 教育担当理事をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする
- (3) 監督責任者 別表1に掲げる者をもって充て、当該部局における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする
- (4) 監督者 別表1に掲げる者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする

(監督者の責務)

第5条 監督者は、障害者差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
- (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等が

- あった場合は、迅速に状況を確認すること
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること
- (4) 合理的配慮の提供にあたっては、監督する教職員に対して、合理的配慮を受ける障害者のプライバシーが守られるよう指導すること
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

- 第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

- 第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。
- 2 教職員は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合であっても、当該障害者がある場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。
- 3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供（合理的配慮の合意形成過程、合理的配慮の決定及びその他関連事項を含む。）を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

- 第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に応じるための相談窓口を、下記のとおりとする。
- (1) 障がい学生支援部門
 - (2) 学生なんでも相談室
 - (3) 保健センター
 - (4) 所属学部
 - (5) 附属学校
 - (6) 教養・協働教育部門
 - (7) 入試課
 - (8) その他学長が指名する教職員

(紛争の防止等のための体制の整備)

- 第9条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする。
- (1) 人権委員会
 - (2) 学長が設置する第三者委員会

- 2 前項第一号の委員会については、別に定める。
- 3 第一項第二号の学長が設置する第三者委員会については、必要に応じて設置するものとする。

(情報公開)

- 第10条 本学は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページ等を通じて公開することとする。

(教職員への研修・啓発)

- 第11条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。
- (1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
 - (2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
 - (3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

- 第12条 教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、就業規則第43条第1号に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

附 則

- この要領は、平成28年1月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1941号）
この改正要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則（平成30年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2057号）
この改正要領は、平成30年3月30日から施行する。
- 附 則（令和2年6月3日一部改正：法人和歌山大学規程第2288号）
この改正要領は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別紙

障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領における留意事項
対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例 (第6条関係)

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

(以下、例示)

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、聴覚障害のある学生の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒むこと
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例(第7条関係)

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮)

(以下、例示)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置をわかりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻りに離席の必要がある学生について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること

(意思疎通の配慮)

(以下、例示)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材にアクセスできるように、学生の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聴覚障害のある学生の受講している授業で、ビデオ教材に字幕を付与して用いること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合、より直接的な表現を使って説明すること
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合、指示を書面で伝えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室

受験や支援機器の利用，点字や拡大文字の使用を認めること

○ 成績評価において，本来の教育目標と照らし合わせ，公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること

○ 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において，介助者等の立ち入りを認めること

○ 大学行事や講演，講習，研修等において，適宜休憩を取ることを認めたり，休憩時間を延長したりすること

○ 移動に困難のある学生に配慮し，車両乗降場所を教室の出入りに近い場所へ変更すること

○ 教育実習等の学外実習において，合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること

○ 教育実習等の実習授業において，通常よりも詳しいマニュアルを提供すること

○ 教育実習等の実習授業において，事前に実習施設の見学を行うこと

○ 外国語のリスニングが難しい学生について，リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること

○ 障害のある学生が参加している実験・実習等において，特別にティーチングアシスタント等を配置すること

○ ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること

○ 授業中，ノートを取ることが難しい学生に，板書を写真撮影することを認めること

○ 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対して，教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと

○ 感覚過敏がある学生に，サングラスやノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること

○ 体調が悪くなるなどして，レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに，期限の延長を認めること

○ 教室内で，講師やスクリーンに近い席を確保すること

○ 履修登録の際，履修制限のかかる可能性のある選択科目において，機能障害による制約を受けにくい

授業を確実に履修できるようにすること

○ 入学時のガイダンス等が集中する時期に，必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと

○ 授業出席に介助者が必要な場合には，介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること

○ 視覚障害や肢体不自由のある学生の求めに応じて，事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

第3 合理的配慮の合意形成過程や合理的配慮のその他関連事項（第7条関係）

（合理的配慮の合意形成過程）

合理的配慮の決定過程においては，障害のある学生が，他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するという合理的配慮の目的に照らし，権利の主体が障害のある学生本人にあることを踏まえ，障害者本人の要望に基づいた調整を行う。この際，障害者本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重しつつ，本学の体制面，財政面を勘案し，「均衡を失しない」又は「過重ではない」負担について，個別に判断する。

（合理的配慮の決定）

本学が合理的配慮を決定するに当たっては，申請のあった学生の障害特性と教育的ニーズを把握し，その上で意思を尊重した配慮ができない場合の合理的理由を含め，本人を含む関係者間において，可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定し，提供することが望まれる。その際，障害学生支援についての専門知識を有する教職員が当該学生本人のニーズをヒアリングし，これに基づいて迅速に配慮内容を決定できるようにする。

（時間的な経緯の考慮）

障害のある学生は，障害の状態・特性等が多様だけでなく，障害を併せ有する場合や，障害の状態や病状が変化する場合もあることから，時間的な経緯や休学・復学等により必要な支援が変化することに留意する必要がある。

（環境の整備）

なお，合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合，障害者との関係性が長期にわたる場合等には，その都度の合理的配慮の提供ではなく，後述する環境の整備を考慮に入れることにより，中・長期的に安定した配慮や支援を提供できるよう考慮することは重要である。

（意思の表明）

意思の表明に当たっては，具体的場面において，社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか，点字，拡大文字，筆談，実物の提示や身振りサイン等による合図，触覚による意思伝達など，障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

別表Ⅰ
監督責任者、監督者一覧

教員

部局等	監督責任者	監督者
教育学部	教育学部長	学部選出障がい学生支援部門員
附属小学校	附属小学校校長	附属小学校副校長
附属中学校	附属中学校校長	附属中学校副校長
附属特別支援学校	附属特別支援学校校長	附属特別支援学校副校長
経済学部	経済学部長	学部選出障がい学生支援部門員
システム工学部	システム工学部長	学部選出障がい学生支援部門員
観光学部	観光学部長	学部選出障がい学生支援部門員
紀伊半島価値共創基幹	紀伊半島価値共創基幹長	紀伊半島価値共創副基幹長
食農総合研究教育センター	食農総合研究教育センター長	食農総合研究教育副センター長
紀州経済史文化史研究所	紀州経済史文化史研究所長	紀州経済史文化史研究所副所長
学術情報センター	学術情報センター長	学術情報副センター長
保健センター	保健センター長	保健副センター長
教養・協働教育部門	教養・協働教育部門長	教養・協働教育副部門長
データ・インテリジェンス教育研究部門	データ・インテリジェンス教育研究部門長	データ・インテリジェンス教育研究副部門長
産学連携イノベーションセンター	産学連携イノベーションセンター長	産学連携イノベーション副センター長
国際観光学研究センター	国際観光学研究センター長	国際観光学研究副センター長
国際連携部門	国際連携部門長	国際連携副部門長

職員

部局等	監督責任者	監督者
監査室	学長	監査室長
基金事務室	事務局長	基金事務室長
企画課		企画課長
総務課		総務課長
財務課		財務課長
施設整備課		施設整備課長
研究・社会連携課		研究・社会連携課長
学務課		学務課長
入試課		入試課長
学生支援課		学生支援課長
国際交流課		国際交流課長
学術情報課		学術情報課長
附属小学校・中学校		附属小学校副校長
附属特別支援学校		附属特別支援学校副校長
保健センター	保健センター長	保健副センター長

授業等における配慮申請書

提出日：令和 年 月 日

和歌山大学

障がい学生支援部門長 様

○申請書は学生が作成し、所属学部へ提出します。
○申請書は手書きで記入してもPCで作成してもかまいません。

学生番号 _____

学部・研究科 _____

氏名 _____

連絡先 _____

下記の合理的配慮を希望いたします。

1. 配慮が必要な理由

症状・修学上困難になること

ノートの書取りと聴き取りを同時に行うことが難しいため、課題や試験に関する重要な情報を聞き逃すことが多い。

2. 配慮が必要な事項（該当する□に✓を記入してください。）

- (1) 授業
 (2) 試験
 (3) 実習
 (4) 学内生活

配慮例

- ・重要事項の伝達（課題・手続き等）
- ・学内の移動・設備利用
- ・発表・質疑応答
- ・日常生活動作（トイレ・食事等）
- ・座席配慮
- ・スケジュール管理・履修相談
- ・学外実習（教育実習等）
- ・教材（拡大・音訳・点訳・字幕等）
- ・情報保障
- ・支援機器（福祉用具等）の利用
- ・就職・就労

配慮内容

課題や試験の情報について、Live Campus あるいは Moodle（個人へのメールでも可）での通知をお願いします。

- ・課題の場合：内容、形式、締切り、提出方法等
- ・定期試験以外の試験の場合：内容、日時、場所、持ち物等
- ・定期試験の場合：試験形態等、内容、日時、場所

3. 履修科目

- 全履修科目に申請する
- 特定の履修科目に申請する →下記の表に記入をお願いします。

科目	教員名	曜日・限	特記
〇〇〇論	〇〇先生	月曜 1 限	
〇〇〇概説	〇〇先生	月曜 2 限	
外国語コミュニケーション	〇〇先生	火曜 1 限	
〇〇〇理論	〇〇先生	火曜 3 限	
〇〇〇思想	〇〇先生	水曜 2 限	
〇〇〇Ⅱ	〇〇先生	木曜 1 限	
〇〇〇学	〇〇先生	金曜 3 限	
〇〇体験演習	〇〇先生	曜 限	集中講義
〇〇演習	〇〇先生	曜 限	ゼミ
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	

※記入していただいた内容はコーディネート以外の目的で利用しません。

2022 年度

和歌山大学障がい学生支援部門活動報告書

発行日	令和 5 年 8 月 1 日
編集・発行	和歌山大学 キャンパスライフ・健康支援センター キャンパスライフ支援部門 障害学生支援室 ※令和 5 年 4 月の組織統合により, 体制及び名称が上記の通りになった。
連絡先	〒640-8510 和歌山県和歌山市栄谷 930 南 1 号館 4 階 Tel: 073-457-7155
ホームページ	http://www.wakayama-u.ac.jp/cls/